

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称： 社会福祉法人コイノニア協会 コイノニア保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 園長 沖本 直子	定員（利用人数）： 60名（67名）
所在地：愛媛県松山市久万ノ台173番地	TEL： 089-911-0336

③実地調査日

平成21年2月5日(木)～6日(金)

④総評

◇特に評価の高い点

サービス提供に際して、子どもを中心に据える基本姿勢は、たとえばおむつ換えの際の衝立の活用等、一つひとつの生活場面に反映させる努力が払われている。また、保護者との信頼関係づくりを積極的に行い、家庭と連携して子どもを育て合う関係づくりを心がけている。

利用者を尊重する基本姿勢は保護者からの苦情や要望を受けとめる仕組みにも反映され、誠実さと迅速をモットーに対応し、結果は施設内および法人ホームページ上で公開している。

安全と事故防止はサービスの質の確保・向上を図る上で重要な要件であり、徹底した安全管理を心がけている。

◇改善を求められる点

中・長期計画や年次事業計画、その他さまざまな企画や策定に際して、職員の意見の反映あるいは参画へ向けた努力が望まれる。また、将来を見据えた改善策については、たとえば数値目標や目標達成年度等を具体的に掲げた計画策定の提示が望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

社会福祉法人コイノニア協会が、子育て家庭に支援をという願いから平成16年4月に当保育園を創設いたしました。この度5年目を迎える節目に第三者評価を受審しましたことは、大変意義深いことであったと存じております。

評価機関、評価調査者の方から丁寧に細やかに評価を受けましたことは、最後の評価結果報告会からも実感しており心より感謝しております。

今回の評価結果をもとに当園の保育理念・方針を大切に、平成21年度から施行されます保育所保育指針を踏まえた更なる保育サービスの充実、向上にむけて職員一同努力して参りたいと思っております。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	②・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	②・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	②・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	②・b・c

所見欄

理念、基本方針が明文化され、しおりやパンフレット、インターネット上のホームページ等に掲載され、職員へは年度初めの理事長訓示や諸会議で周知させるための努力が払われている。

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	②・b・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	②・b・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	計画の策定が組織的に行われている。	a・b・c
I-2-(2)-②	計画が職員や利用者等に周知されている。	②・b・c

所見欄

中・長期計画に基づく年次事業計画が策定されている。毎年度末に事業の評価分析が行われ、その結果を中・長期計画および次年度事業計画に反映させている。この中長期計画ならびに年次計画策定過程への職員の意見の反映あるいは参画へ向けた努力が望まれる。
保護者に対する事業計画の周知は、園だよりやクラスだよりを通して適切に図られている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	②・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	②・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	②・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	②・b・c

所見欄

管理者の役割と責任は就業規則等に明記され、遵守すべき法令等の研修に管理者自身が積極的に参加し、その結果を職員に周知するなど、その役割と責任を十分に自覚した努力が推察できる。

開設5年目を迎えた本年度、勤続5年目の職員による編成委員会を立ち上げ、保育の質の向上を目指した検討をはじめると同時に、保護者の声を積極的に取り入れる努力をしている。

また、諸定例会議において経営状況やコストバランスについて話し合い、共通認識を持って取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㉗・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	㉗・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・㉘・c

所見欄

事業経営を取り巻く環境は、研修会や保育関係機関紙、その他報道などで収集分析し、事業計画に反映させている。

経営状況とその課題について、現在は法人内専門家による指摘・助言を受けている。将来的には外部有資格者の助言指導を受けたいと考えているが、たとえば中・長期計画あるいは年次計画に盛り込む等、具体的な目標を掲げた取組みが望まれる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㉗・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a・㉘・c
Ⅱ-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	㉗・b・c

所見欄

保育に直接かかわる職員は全員有資格者であり、人事考課も先進的に実施されている。非常勤職員の常勤化へ向けた園独自の努力については、高く評価するとともに実質的な成果に期待したい。

職員の就業状況は施設長と主任を中心に把握し、できるだけ職員の意向や要望に沿うよう対応しており、将来必要があれば専門家との連携も視野に入れた体制を考えている。たとえば中・長期計画、年次事業計画に数値目標を掲げる等具体的な取組みが望まれる。

職員の教育、研修は基本方針に明示し、施設内外の教育研修プログラムには積極的に参加させている。今後は、職員一人ひとりの教育・研修計画が策定され、サービスの質の向上につなげる職員の育成に対して継続的な努力が望まれる。

開設5年近くを経て、実習生の受入れは開始したばかりであり、次代の保育専門職育成に向け引き続き積極的な取組みに期待したい。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組みが行われている。	
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉗・b・c
Ⅱ-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉗・b・c
Ⅱ-3-(1)-③ 施設として、災害に対応できる能力を有している。	㉗・b・c

所見欄

事故や感染症の発生、不審者侵入等に対応するためのマニュアルが整備され、地震の際には近隣の企業の協力を得て対応する等の体制も整備されている。また、リスクを予防するためのチェックリストが各クラスに備えられ、週1回（土曜日）全員で施設内の施設設備を定期的に点検し、修繕、改善の箇所が見つければ、早急に専門職による修理・修復につなげ、安全を確保するよう努めている。

また、いろいろな場面を想定した訓練や保育者が話して聞かせるなどの経験を通して、子どもたちが自ら自分の身を守る行動がとれるようになることを目指している。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㉗・b・c
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・㉗・c
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉗・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	㉗・b・c
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	㉗・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組みを行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・㉗・c
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㉗・b・c

所見欄

地域とのかかわりについては、小中高校では主に体験学習などを通して交流を行い、高齢者施設とは行事を通して交流している。

保育上連携が必要となる関係機関はリストアップし、利用に備えて事務室に掲示している。なかでも小学校が呼びかける保幼小連絡協議会には積極的に参加し、卒園児の小学校生活へのスムーズな適応を支援している。

地域に潜在する福祉ニーズは、日常の子育て相談や利用に関する問い合わせ、見学者の対応等を通して把握するよう努めており、その結果採算性の課題を抱えながら、一時保育サービスは子育て支援事業として継続して提供している。

ボランティア受入れについては、担当者も決まり受入れ体制は整備されているが、その成果については今後の展開に期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㊤・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㊤・b・c

所見欄

サービス提供の際の利用者尊重の基本姿勢は職員会等諸会議で取り上げて共有し、日々の保育や子どもとのかかわりに反映させるよう努めている。トイレのドアが施錠できたり、おむつ交換の際は独自に考案した衝立を使用するなど、子どもの生活の中のプライバシー尊重の姿勢として具体的に表わされている。

相談、苦情、要望に対しては、朝夕の送迎時のやりとりや設置した意見箱による他、担当者を決め、利用者権利擁護規程に沿って、利用者の要望に迅速に応えるよう努力している。申し出に際しては、プライバシーが確保できる場を用意し、対応結果はご本人の了解を得て掲示板で公表している。よく読まれているというのが感触である。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	@・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	@・b・c
Ⅲ-2-(1)-③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・b・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	@・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	@・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	@・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	@・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	@・b・c

所見欄

第三者評価を受審するのははじめてであったが、職員全員でかわりすでに多くの気づきがあった。今後は評価結果を受けて、サービスの質の確保、向上を目指して改善に取り組みたいと考えている。

サービスの質の確保と関連して、各サービス場面での標準的な実施方法は、発達段階に従って作成され、日常的に見直された内容を年度末に集約して見直し、次年度の指導計画に反映させている。

サービスを実施した記録については、内容にばらつきがないよう所定の様式を用い、施錠できるキャビネットで保管管理している。また、クラスあるいは園全体で情報を共有してかわる必要のあるケースについては、共有範囲を慎重に検討した上で関係職員が情報を共有し、適切な対応ができるよう心がけている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	@・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	@・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

所見欄

しおりやパンフレット、インターネット上のホームページ等による情報提供にあわせて、見学のご希望には常時応えるよう努め、できるだけ易しく説明してよくご理解いただいた上でご同意いただくよう心がけている。また、保育所変更の際には、所定の手続きにより適切に対応されているが、家庭生活への移行等の理由でサービスを終了する際にも、継続的な支援の提供についての検討が望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㊟・b・c
Ⅲ-4-(1)-②	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	㊟・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㊟・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㊟・b・c

所見欄

入所面談の際、子どもの身体的状況や生活状況とともに、保育上とくに配慮すべき点、たとえばアレルギー症状や特異体質等について聞き取り、必要な場合は専門医の指示書を提出していただいて確実な受入れを期している。保育計画は、保護者の意向を踏まえ担当者が作成するが、段階的な検討を経て最終的に主任と施設長が確認する仕組みとなっている。保育計画は子どものようすを見ながら、毎月および年4期の定期的な見直しを行っている。

A-1 子どもの発達援助**1-(1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	㉑・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	㉑・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	㉑・b・c

所見欄

保育計画は基本方針に基づいて作成され、実施されるとともに、日常的に定期的に見直される仕組みが整備されている。

また、環境の変化による子どもや保護者に与える不安を軽減するため、保護者とよく話し合いながら、子どもが園生活へ無理なく適応していくよう支援している。

1-(2) 健康管理・食事

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉑・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉑・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉑・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	㉑・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉑・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	㉑・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	㉑・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉑・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	㉑・b・c

所見欄

健康診断、歯科健診ともに年2回実施し、その結果は文書と口頭で保護者に知らせると同時に、歯科健診で治療が必要と判断された場合は、保護者に受診を促し、治療報告書を提出してもらって確認している。また、健康診断結果については、嘱託医との相談の場を通して助言いただき、それを指導計画へ反映させている。

園での子どもの食生活は献立によって運営され、給食の向上のため保育者や調理員等による喫食状況の観察や残さい記録、さらに朝夕の保護者からの聞きとり等によって把握し、献立や調理方法の工夫に反映させている。

アレルギー症状のある子どもの除去食は、担当医の診断書に従って調理され、子どもの自尊心を損なわないよう盛りつけ等に配慮して提供するようにしている。

1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	㊤・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	㊤・b・c

所見欄

室内外にわたり、子どもの生活環境は衛生面、安全面に十分配慮が行き届いており、子どもが落ち着いて生活できるよう、また、季節感を味わうことができるよう園独自の工夫も見受けられる。

1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	㊤・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	㊤・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	㊤・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊤・b・c
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊤・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊤・b・c

所見欄

一人ひとりの子どもの成長や発達に応じた保育を目指して、保護者との信頼関係を基盤に、子どもの家庭での生活のようすや生活習慣等の情報を確認し、子どもの自発的な活動を引き出す環境整備や人間関係づくりに配慮した保育を心がけている。

現在、障害児保育の対象となるケースはないが、手厚い対応が必要と思われるケースについては、保護者の理解を得た上で専門機関の助言を受けながら保育している。子どもの状況はケースカンファレンス等の場を通して保育者間で共有し、保護者とも情報を交換しながら育て合う関係づくりを心がけている。

A-2 子育て支援**2-(1) 入所児童の保護者の育児支援**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	①・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	①・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	①・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	①・b・c

所見欄

保護者への育児支援は、年度はじめの家庭訪問、送迎時や連絡ノートでのやりとり、あるいは保護者のご希望で行う個別面談等、できるだけ保護者の状況に合わせて行っている。個別対応して得られた情報は、個人情報保護に配慮しながら関係職員間で共有するよう伝達の仕組みが整備されている。

また、虐待が疑われるケースは現在把握していないが、必要があれば規程やマニュアルを含め対応の体制は整備されている。

2-(2) 一時保育

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	①・b・c

所見欄

一時保育の利用に際しては、事前の面談を通して子どもの心身の発達状態を把握して受け入れ、担当者を決め子ども・保護者との関係づくりを大切にしながら、専用の保育室で保育している。

通常保育の子どもとの交流は、園庭での遊びや食事等の生活場面を通じて持てるよう保育者間で連携しながら取り組んでいる。

A-3 安全・事故防止

3-(1) 安全・事故防止

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	@・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	@・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	@・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	@・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	@・b・c

所見欄

子どもが園で安全に過ごせるよう、感染症や食中毒を含めた事故防止に向け、園独自の対応マニュアルに沿って徹底した生活環境の整備が行われている。

対応マニュアルは、日常的、定期的に多職種が連携して見直し、緊急・不測の事態や場面を想定した学習・訓練の機会を設ける等、事故防止対策が整えられている。

安全管理については、引き続き子どもの自発的な行動を尊重した取組みを期待したい。